

令和8年度 山形市立第九中学校 いじめ防止基本方針

～「いじめは見逃さない」みんなでつくる安心の学校～

1. 私たちの約束と「いじめ」の定義

いじめは「**どの生徒にも起こりうる、被害者にも加害者にもなりうる**」事実を前提とします。
法律上の「いじめ」とは、一定の人間関係にある者からの行為（ネット含む）によって
「**本人が心身の苦痛を感じているもの**」すべてを指します。ふざけ合いでも本人が苦しんでいれば「いじめ」です。

2. 未然防止 ～いじめが起きない「温かい集団」づくり～

学校・家庭・地域が連携し、生徒一人ひとりの自己肯定感と「相手を思いやる心」を育てます。

 心を耕す授業

道徳や学活での具体的な事例議論。一人ひとりを大切にする分かりやすい授業と、教職員の温かい言葉遣いを徹底します。

 主体的な生徒会自治

【今年度始動】校則アップデート
校則を「守るもの」から「より良い関係をつくるもの」へ見直し、トラブル未然防止につなげます。

 自己有用感の育成

委員会や係活動、部活動、地域ボランティア等を通じ、「自分の役割を果たし他者の役に立っている」実感を持たせます。

3. 見逃さない！早期発見と充実の相談セーフティネット

「見えにくいいじめ」の芽を早期に察知するため、日々の観察と定期調査を組み合わせています。

頻度・タイプ	取組内容	目的・安心のポイント
毎日（日常）	生活ノート・心の天気の利用 相談カードの利用	日々の小さな変化や悩みをキャッチし、担任や教育相談担当がすぐに相談に応じます。
定期（アンケート）	いごこち調査（年3回：5,9,2月） 発見アンケート（年2回：6,11月） Q-Uテスト（年2回） / 二者面談	アンケートで認知件数が「零」の場合は生徒・保護者に公表して検証を仰ぎ、認知漏れを防ぎます。
専門家・組織	教育相談員（週5日勤務・随時） スクールカウンセラー（月2回） 教育相談委員会・主任会（隔週）	担任だけで抱え込まず、心理の専門家や校内委員会で毎週生徒の状況を共有・ケアします。

4. いじめが起きたとき・疑わしいときの「組織的迅速対応」

特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」が中核となり学校全体で対応します。

1 発見・通報・その場での制止

いじめ（疑い含む）を発見したらその場で止め、躊躇なく学年主任・管理職へ報告します。

2 被害生徒の徹底保護と寄り添い

「あなたは悪くない」とはっきり伝え安全を確保。必要に応じて別室指導体制を整え、その日のうちに保護者へ連絡します。

3 加害生徒への毅然とした指導・社会性の育成

形式的な謝罪で終わらず、背景にも目を向け成長を促す指導を実施。保護者の協力を得て組織的に対応します。

4 集団への指導と関係修復・教育委員会との連携

傍観者にも「自分の問題」として指導。教頭を窓口にて市教育委員会と連携し、継続的な見守りを行います。

5. 重大事態・ネットいじめ・犯罪行為への対応

📱 ネットいじめ・性暴力・画像拡散

ネット上の不適切投稿や画像要求・拡散は**重大な人権侵害・犯罪**です。証拠保全の上、速やかに保護者・警察と連携して削除要請・厳正対応を行います。

🚒 犯罪行為・警察等との躊躇ない連携

暴行、恐喝、名誉棄損など犯罪に該当する行為は、被害生徒を守ることを最優先に、**早期に警察や法務局等へ相談・通報**し対応します。

⚠️ 喫緊の重大事態（生命・心身への被害／年間30日を目安とする重大な欠席等）

第三者（弁護士、精神科医、学識経験者等）を加えた調査組織を速やかに立ち上げ、教育委員会・警察・児相と連携して調査と被害者救済に全力を尽くします。

【重要】いじめの「解消」とみなす2つの絶対条件

① 行為が止んでいること

被害に及ぶ行為が止んでいる状態が「少なくとも3ヶ月以上」継続していること。

② 心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者への面談等により苦痛がないことが確認されること。

6. 保護者・地域の皆様へのお願い&相談窓口

いじめ解決にはご家庭と学校の緊密な連携が不可欠です。SNSの家庭内ルールの確認や、お子様の変化に気づいた際は、決して抱え込まずにいつでも学校にご相談ください。

【山形市立第九中学校 相談窓口】

担任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、管理職、市教育相談員、県スクールカウンセラー

電話窓口（学校）：**023-688-2220**

※基本方針の全文は学校ホームページ等でご確認いただけます。山形市総合学習センターや県教育センター等の窓口も随時ご案内しています。